



消費者被害に遭わないように気を付けよう！ 若者の消費者トラブル事例 ～春の新生活に向けて～

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター)(☎287-0858)

春は、就職や進学などで生活環境が大きく変わる季節です。大人になると自分の自由な意思で契約をすることができますが、契約上の責任も発生するため、自らの行動に責任を持つことが求められます。“自分だけは大丈夫”という考えは捨てて、“自分も消費者被害に遭う可能性がある”という意識を持つことが大切です。また、多くの若者が日常的に利用しているSNSも、便利さの反面、消費者被害に遭うきっかけとなることがあるので注意が必要です。

【成年直後の若者を取り巻く消費者被害】

20～22歳の若者に多いのが、「アダルト情報サイト」「賃貸アパート」などの相談です。

男性からの相談は、「フリーローン・サラ金」が上位に挙がっているほか、「内職」や「副業」、「教養娯楽教材」等の、お金もうけや投資に関するものが目立ちます。女性の場合は「美」に関するものが多く、「脱毛エステ」や「美顔エステ」などのエステティックサービスや、「美容医療サービス」の相談が寄せられています。

【事例①】スマートフォンでアダルトサイトの再生ボタンをタップしたら、突然「会員登録完了」という画面が表示された。相手に電話をするとプリペイド型電子マネーで入会金を支払うよう指示された。

【事例②】賃貸アパートを退去した際に、元から付いていた壁の傷の修理代を、原状回復費として敷金から差し引かれた。

【事例③】SNSで知り合った異性に、「入会金50万円を払えば自己啓発セミナーを全て無料で受講できる」と勧められた。「学生だからそんな大金は払えない」と言ったが、断りきれず契約をしてしまった。

【事例④】友人に誘われて美顔エステの無料体験をしたところ、30万円のコースを勧められて契約をしてしまった。効果がなく中途解約を申し出たが、違約金が高額で納得できない。

消費者トラブルに遭わない、被害に遭っても冷静に対処できるといった“賢い大人の消費者”となるための知識を身に付けましょう。商品やサービスに関するトラブルに遭ったときは、1人で悩まずに消費生活センターに相談しましょう。

国民年金 だより



ご存じですか？「国民年金保険料の免除・納付猶予制度」

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(平成30年度は1万6340円/月)を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、免除等を受けることができます。

審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

■免除・納付猶予の申請期間

平成30年度(2018年度)の免除・納付猶予は、2018年7月分から2019年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌3月分までの学期間を対象とした「学生納付特例制度」が申請可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■保険料免除・納付猶予の申請方法

保険料免除・納付猶予の申請の際は、印鑑と年金手帳が必要で、また、次の場合は必要書類をご用意ください。

- ▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
- ▼学生納付特例制度：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局1711 内線1131～1133)

保険料を納められず、万が一障害や死亡といった不慮の事態が生じると、障害年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。